

## いじめ対策調査会会議録

### ○会議日程

令和2年9月18日（金）

#### ★白井市役所★

1. 報告1 本協議会について
  2. 報告2 令和元年度のいじめの状況報告
  3. 協議1 白井市の取組について
  4. その他
- 

### ○出席委員等

教育長 井上 功  
委員 島内 憲夫  
委員 大野 精一  
委員 藤原 義恭  
委員 李 権二

### ○欠席委員等

委員 笠井 孝久

---

### ○出席職員

教育部参事 和地 滋巳  
教育部指導主事 粕谷 久美子  
教育部指導主事 牛玖 義治  
午後1時30分 開 会

○事務局 それでは、令和2年度第1回白井市いじめ対策調査会を開会いたします。

最初に白井市教育委員会教育長、井上功よりご挨拶申し上げます。

○井上教育長 こんにちは、白井市教育委員会教育長の井上でございます。

本日はお忙しい中、白井市いじめ対策調査会にオンラインでのご参加をいただきましてありがとうございます。

委員の皆様には、これまでも、本市のいじめ防止対策に対して、ご指摘ご助言、また、個別案件へのご指導ご助言をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、この白井市いじめ対策調査会は、万が一いじめ重大事態が起きた場合には、その調査にあたる第三者機関となります。その時には、委員の皆様にはお力添えをいただき、被害者側に寄り添いながら対応することを第一に考えておりますので、よろしく願いいたします。

子供が安心して通うことができ、自分が持つ力を十分に発揮できる学校の実現には、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、これが欠かすことができません。

今年度、現在までは、重大となる案件はございませんが、全国的に見ますと、いじめを原因として、痛ましい事故があることも事実でございます。

現段階でないからよいということではなくて、決してあってはならないという認識のもと、全教職員が日々の教育活動に取り組むとともに、家庭、地域一体となって、対応にあたっていくということが大事であると思っております。

本日は、白井市のいじめの現状及び防止対策の状況に対し、委員の皆様よりご意見をいただき、白井市のいじめ防止対策について、改めて見つめ直して参りたいと考えております。忌憚のないご意見をいただければ幸いです。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、会長より一言ごあいさつをいただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○島内会長 令和2年度の第1回白井市いじめ対策調査会に御出席くださりまして、誠にありがとうございました。

教育長の井上様におかれましては、先ほど御挨拶いただき誠にありがとうございます。今後とも、対策調査会の支援をよろしく願いしたいと思います。

なお、御存じのように、新型コロナウイルス感染が蔓延しているところもありまして、我が順天堂大学でも、3月の卒業式は中止、4月の入学式も中止、4月から7月の授業もリモートで行うということで、各大学の学生さんは大変不満な状況ではないかと思っておりますけれども、しばらくはこういう状態が続くと思っておりますけれども、本日初めてのオンライン会議ですけれども、忌憚のない御意見をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、議事進行に移る前に、簡単に自己紹介を行いたいと思っております。事務局より行わせていただきます。

○和地教育部参事 皆さんこんにちは。教育委員会教育支援課の参事、和地といいます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○粕谷教育部指導主事 こんにちは。教育委員会教育支援課、粕谷と申します。よろしく願いします。

○大野委員 星槎大学大学院教育実践研究科の大野といいます。よろしくどうぞ。

○藤原委員 弁護士の藤原でございます。この委員会には、もう何度か出席をさせていただいております。今、私、別の自治体の対策委員、重大事態が発生したということで、その調査をやっているのですけれども、この白井では、かなりきめ細やかに今までも対策を取られておりまして、幸い私が経験した本当の重大事態、生命に関わるような問題はこれまで起きておりませんので、今後また1年、そういうことのないように願っております。どうぞよろしく願いいたします。

○李委員 初めまして。今回、新任で参加します白井市にある白井聖仁会病院の李と申します。専門が小児科でして、小児科の専門医です。白井市のほうでは、昨年は教育支援委員会の委員として、発達障害ですとか、肢体不自由児の就学支援、それから、普段は乳幼児健診ですね、母子保健法の乳幼児健診なんかの業務で、白井市のほうで仕事をさせていただいております。いじめに関しては、自分の専門である医学的見地の方から、お話ができればと思っております。よろしく願いします。

○事務局 ありがとうございました。

なお、教育長及び参事につきましては、この後、公務がございますので、ここで退席をさせていた

だきます。申し訳ございません。

それでは、これ以降、議事進行を島内会長にお願いいたします。

○会長 定刻となりましたので、これより令和2年度第1回白井市いじめ対策調査会を開催いたします。

初めに、事務局よりお願いいたします。

○事務局 本日は、笠井委員から、所用により欠席される旨の御連絡をいただいております。御報告いたします。

会議に先立ちまして、白井市附属機関条例第6条で、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと定められております。本日の出席は4名ですので、本日の会議が成立することを報告いたします。

○会長 それでは、報告1の本協議会について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 では、資料に基づいて説明をさせていただきます。説明に際しまして、映像を使いながら行いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

初めに、いじめの定義の確認です。

「「いじめ」とは、児童生徒が一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）で、その行為を受けたものが心身の苦痛を感じているものをいう。」となっております。

次に、本日の内容です。

まず、報告1、本協議会についてでございますが、新たな委員もいらっしゃいますので、再度確認させていただきます。

本協議会は平成24年に始まりました。滋賀県大津市の自殺事案についての報道があり、この出来事から全国的に開かれるようになりました。平成25年6月に国の「いじめ防止対策推進法」が成立し、これを受けて、文部科学省から「いじめ防止のための基本的な方針」が出されました。平成29年3月14日に「いじめ防止等のための基本的な方針」の最終改訂がありました。それを受けて、千葉県でも、平成29年11月15日に改訂が行われました。白井市では、平成26年5月23日に「白井市いじめ防止基本方針」を策定し、平成29年の国・県の改訂を受けて、平成30年5月1日に「白井市いじめ防止基本方針」を改訂いたしました。

続いて、白井市いじめ対策調査会の設置についてです。

本調査会は、いじめ防止等に関する調査審議、当事者間の関係の調整、重大事態の調査審議ということで行う調査会を設置しております。白井市では、いじめ防止等のために実施する施策といたしまして策定しております。このように、本調査会は三つの役割を担っております。

次に、重大事態についてですが、重大事態とは国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の32ページにあります。画面の赤線を引いてあるところが特に重要なポイントです。

まず、法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」についてです。具体的に四つの例が挙げられています。

次に、法第2号の「相当の期間」についてです。こちらは年間30日の欠席を目安とするということになっています。

重大事案につきましては、児童生徒や保護者から申立てがあったときについては、重大事態が発生

したものとして報告調査等に当たることになっております。

報告1は以上です。

○会長 ありがとうございます。

今、報告1についての御説明がありましたけれども、何か御意見等ございますでしょうか。

初めての経験ですけれども、静かに会議が進んでいますけれども、いかがですか。各委員の先生方、遠慮なく御発言ください。ございませんか。

○委員 では、せっかくですので、私、新任の李ですけれども、一言だけ。報告ありがとうございます。僕、専門が小児科の医学領域ですので、今回の取組すばらしいと思います。特に医療の世界でも重大事故が起こると、人の生命に関わるので、我々の中でよくヒヤリハットですとか、ハインリッヒの法則というのですけれども、どんな軽微なちょっとしたヒヤリとしたこととか、ハットするような出来事でも、必ず報告を上げて、300のその報告の中で一つの重大事例が起こるといような法則がありますので、いじめに関しても、これが当てはまるかどうか分からないのですけれども、どんな軽微ないじめであっても、しっかりとその情報を収集することによって、重大な命に関わることが防げるのじゃないかなというふうに感じております。

以上です。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、次の報告2の令和元年度のいじめ状況報告について、事務局よろしくお願いします。

○事務局 次に、報告2、令和元年度の白井市のいじめ状況について報告いたします。

初めに、過去7年間のいじめ認知数の推移です。

平成30年度に小学校で、前年に比べ2.5倍に増加しましたが、令和元年度は再び減少しました。これにつきましては、平成30年度の認知したケースに対し、その解消に向け、各学校で丁寧に取り組んだ結果として、令和元年度の減少につながったと考えます。

また昨年、この調査で委員さんから、各学年で見て分析する等の御意見を頂きましたので、今回、幾つかの資料を学年別に捉えてみました。表の右端の令和元年度の認知数について、小学校104件のうち、5、6年生が49件で、47%と半分近くを占めていることが分かりました。また、中学校では30件のうち、1年生が14件で、こちらも47%と半分近くを占めていることが分かりました。

次のスライドは、いじめ解消割合の推移ですが、小学校では令和元年度の認知件数は、平成30年度に比べ半分以上減少しましたが、解消の割合はほぼ変わりませんでした。

次に、解消率を学年別で見ると、小学生5、6年の解消の割合が他学年に比べて低いことが分かります。中学校では、年々いじめ解消の割合が減少していましたが、令和元年度では増加しています。学年別に見ると、中学1年生の解消の割合が、他学年に比べて低いことが分かります。

次に、いじめ発見のきっかけですが、小学校では令和元年度を見ていただくと、黄色、青、水色のアンケート、被害児童や保護者からの訴えによって、いじめの発見に至るケースが多いことが分かります。中学校では、依然として、青、水色の本人、保護者からの訴えが75%以上を占めています。中学校では、アンケートに記載して訴えるよりも、被害生徒や保護者、周りの関係者が担任や学校に訴えるケースが多いことが分かります。また、いじめが学校の中だけでなく、携帯やスマホ等のネットいじめを含め、学校外でのケースも少なくない現状もあります。

次に、小中学校別のいじめの態様です。

小学校で最も割合が高いのは、冷やかしやからかいで40%、次いで金品を隠される等が16%、軽くぶつかる、ひどくぶつかる等の暴力行為が共に12%と続きます。中学校では、最も割合が高いのは、小学校同様、冷やかしやからかいで40%、次に仲間はずれ等が17%が多いです。以下、軽くぶつかる、ひどくぶつかる等の暴力行為に加え、中学では携帯等で誹謗中傷等のケースが増えています。

また、小学校で最も多い冷やかし・からかい40%のうち、その6割以上は5、6年生でした。逆に、小学校で2番目に多い金品隠しでは、その8割は1年生から4年生でした。ちなみに、軽くぶつかる、ひどくぶつかる等の暴力行為については、その半分近くの46%が5、6年生によるものでした。

同様に、中学校で最も多い冷やかし・からかい40%のうち、その6割近くは58%が1年生でした。逆に、中学校で2番目に多い仲間はずれは、その8割は2、3年生となっています。また、軽くぶつかる、ひどくぶつかる等の暴力行為については、その7割以上が2、3年生によるものでした。

最後に、いじめの態様別の解消率についてです。

先に言うておきますと、市ではいじめの解消については、認知して3か月の経過観察をもって解消としています。小学校のこのデータでは、金品をたかられる等の解消率がゼロ%となっていますが、これは令和2年1月以降に認知したケースであるため、その時点では解消となっておりませんが、現状は、全てのケースが年度をまたいでの解消となっております。その中で解消に時間がかかるケースとして、嫌なこと等をされるが挙げられ、次いで冷やかし・からかい、仲間はずれ、ひどくぶつかる等が続きます。中学校では同様に、金品をたかられる等がゼロ%となっていますが、現状は年度をまたいでの解消となっています。ただ、金品をたかられる等については、小中学校共に、全て1月以降の認知になっており、時期的な一つの特徴とも考えられます。

また、解消に時間がかかるケースとして、小学校同様、仲間はずれ、ひどくぶつかる等が挙げられます。さらに、仲間はずれ、軽くぶつかる、ひどくぶつかる等の暴力行為については、小中いずれも高学年に多いことも分かりました。

以上が白井市の現状です。よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございました。

では、報告1と同じように、何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

いじめ発見のきっかけなのですけど、小学校のときは、本人からの訴えとか、保護者もそうですけども、ほかの教師からの情報で最近増えてきているということですか、これは。

○事務局 そうですね。

○会長 中学校のときは、余りほかの教師からは情報がないですよ。データから見ると。

○事務局 そうですね。

○会長 これって中学校の先生はあんまり関心がないのですか。変な質問ですけども。

○事務局 そういうことではないのですけれども、実際の事例として認知するきっかけになったものなので、たまたまというところはあるかと思えます。中学校については、スクールカウンセラー等もおりますので、中には些細な情報を担任が受けて、結果的に担任が発見という形にする場合もあるかと思えます。他の教師が関心がないとか、そういうことではありません。

○会長 小学校と中学校で簡単に、単純に比較はできないのだけれども、小学校の場合は担任、ほか

の教師も日常的にすごく気にかけていて、中学校になると、忙しいのか、本人と保護者が訴えない限り、ほとんど表に出てこないですよ。

○事務局 この数値からいくと、今回は。

○会長 数値から見ると・・・。状況はよく分かりませんが、ちょっと質問してみました。ありがとうございました。

○委員 いじめの解消割合ということで、小学校の場合は、小学校5、6年生の解消割合が比較的に少ないという結果になっているようですけれども、これは何か、こういう理由じゃないかというところは分析されているのでしょうか。

また、中学校の場合は、中学1年生の解消割合が比較的に少ない。その原因というのは、どのように教育委員会では考えられているか。

○事務局 まず、小学校ですけれども、小学校は、まず5、6年生の認知の割合が、小学校の中でも、先ほどお伝えしたとおり、かなり半分近くが5、6年生になっております。そして、中でも5、6年生の間はずれ等が、また解消率が低いことも5、6年生が多いため、他学年よりも低い数値になっているかと思っております。

○委員 今のコメントなされた点なのですけれども、私も白井市でもう20年近く小児科医として関わってまして、地域柄もあるのでしょうけれども、小学校から中学校へ、かなりの子たちがそのまま分散しないで、東京なんかだとばらばらになったり、私立・公立でばらばらになったりと思うのですけれども、この白井市の場合には、小5、小6からそのまま中1に行くということで、特に外来なんかでも、10歳ぐらいでいじめに遭うと、このままあいつらと同じ中学校に行くと思うと学校が嫌になって、不登校になってしまうというのもあるので。データ報告していただいた小5、小6、中1というのも、5年生ぐらいで始まったいじめが、小6、中1とつながっていつているのかなというのが、現場でいると感ずるところです。

以上です。

○会長 ありがとうございました。

李先生、経験的にも、やっぱりそういうことが言えるのですか。先生の臨床の経験で。

○委員 本当に島内先生おっしゃるとおりで、例えばいじめも社会性があるので、環境が変わるとある程度リセットされると思うのですよね。ところが、同じ地域で同じところに行くと、そのまま継続というのがあるような気がします。

これは全然経験的なものじゃなくて、多分なのですけれども、中2とか中3でいじめの認知件数が減ってくるのも、中2、中3になると、また別の部活の間でずとか、高校受験とか打ち込むものが見えてきて、自然と雲散霧消しているのかなという、そんな印象はあります。

以上です。

○会長 ほかの市町村なんかでは、いじめがひどいと転校するようなケースが挙げられるのですけれども、白井市の場合はどうなのですか。転校率というか、そこら辺は事務局では把握されています。

○事務局 いじめについて、ケースによることがあるのですけれども、現状としては、入学のときに、小学校でどうしても違うところに行きたいという状況が、そういう相談が事前にある場合もあります。

ただ実際に、メリット・デメリットもいろいろなこともありますので、よく事前に御家庭の方と市教委の方で相談をした上で決めております。実際に学区外に登校するケースもあります。そこは多く

はありませんけれども、実際にあります。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

○委員 今の李先生のお話だと、5、6年で始まって、そのまま中学1年まで続いている可能性があるというお話だったのですけれども、5、6年でいじめが認知されて、まだ解消されていない。こういった情報というのは、中学校のほうにも、小学校からはちゃんと引き継がれているのですか。

○事務局 もちろん入学前に、小中の引き継ぎを各学校同士で行っております。それから、市として取り組んでいるいじめ月例報告からも、小学6年生の卒業時期にいじめが解消されていないケースについては、市教委からも当該校への確認をしております。また、本年度はコロナもありまして、6月に学校を再開したときに、アンケートを全校行ったのですけれども、新入生、1年生の中では、小学校のときのいじめが気になって心配であるというアンケートの結果もございました。

以上です。

○委員 そうすると、その引き継ぎを受けた中学校では、その生徒に対しては、意識的に見守っていくという体制はできているということですか。

○事務局 そうです。ただ、引き継ぎの中であったこと、それから新たにアンケート等、こちらで分かったことについては、もちろん見守りを行うのですが、引き継ぎから漏れてしまっているケースもあり得ますので、日頃子供たちのSOSというのを拾う心がけと、定期的にアンケートや面談等を行いながら、子供たちに寄り添う形で、不安なところに寄り添えるように心がけております。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかにございますか。

ないようでしたら、協議事項に移りたいと思います。

協議1、白井市の取組について、事務局のほうから御説明お願いいたします。

○事務局 白井市の取組について御説明いたします。

初めに、前述しました「白井市いじめ防止基本方針」についてですが、平成30年5月に改訂いたしました。こちらは市ホームページにも掲載しておりますので、どなたでも確認していただけます。この「白井市いじめ防止基本方針」を受けて、各学校ごとに「いじめ防止基本方針」を定めております。各学校で作成した「いじめ防止方針」につきましても、各学校のホームページにて公開しております。

今後の課題として、学校と地域や関係機関が、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進していくことが挙げられます。

次に、小中学校に対しての取組です。

市内の小中学校生徒指導担当者会議を年3回行っております。これを基に情報交換の時間も必ず取っています。また、中高生徒指導連絡協議会を年4回行っております。ここでは、近隣他市の中学校と白井高校、船橋市の青少年センターの生徒指導担当者の方で情報交換を行っております。そのほかに、市内の小中長欠担当者で、様々なケースについて、事例研修を行いつつ情報交換をしています。

ネットパトロールに関しては、千葉県でも行っておりますが、県ごとに各市を抽出して行っているため、必ずしも本市が該当するとは限りません。そこで、市独自でも業者に委託し、パトロールを行っております。いじめに関する情報の取りまとめについては、組織として取り組んでいます。

白井市生徒指導担当者会議で、いじめの認知に関する研修内容といたしましては、その定義の確認、または具体例等を挙げてやっております。トラブルが起きた場合、それぞれの学校で生徒指導部会議を行いまして、そちらの中できちんと管理職も入り、組織として、いじめの認知を一件一件丁寧に行っております。各校で認知したいじめに関しては、毎月1日に教育委員会に報告してもらっています。その後、指導経過の報告を経て、解消まで報告を継続しています。この間教育委員会として、必要に応じて各校に助言指導を行っております。

また、先ほどもお伝えいたしましたが、市ではいじめを認知したケースの解消について、各ケース3か月の経過観察及び支援の確認を行っております。いじめ防止対策の取組の点検、見直しに関しては、年に2回、各学校でいじめ問題の取組を点検フローを使って実施しております。

次に、小中学校の取組について説明します。

初めに、いじめの未然防止の取組についてです。道徳教育推進教師を中心として、道徳教育の充実の一環として、千葉県が作成した映像教材を活用しております。小学校では、主に生命の尊重や善悪の判断、思いやりの心を育てる内容となっております。なお、令和元年度にはオリ・パラ教育の取組として、おもてなし、心のバリアフリー、グローバルの視点を踏まえた内容が追加されました。

中学校では、主に生命の尊重や周囲の人の信頼関係の構築について、さらには情報モラルについてなど、発達段階に応じて、より身近に感じられる内容となっております。特にSNSやインターネットに関連する問題に関しては、発見も事実確認も困難なケースが多いので、未然防止の取組がとても重要となります。

取組の二つ目として、学級満足度調査QUを小学校3年生から中学校3年生までの児童生徒を対象に実施し、学級集団や人間関係の状況把握に努めています。このアンケートから個々の悩みや不安感についても把握できるため、いじめ等の未然防止にも役立てています。今後共こうした調査を活用し、より多くの児童生徒が充実した学校生活を送っていただけるよう努めてまいります。

最後に、このほかの取組についてです。白井市の取組と重複する部分もございますので、その点は省いて説明いたします。

教育相談とその事例アンケート調査を年3回程度実施しております。また、市内中学校全校と小学校3校にスクールカウンセラーが配置されており、スクールカウンセラーによる面談も随時行われております。令和元年度の相談実績は、小学校で460件、中学校で1,185件、合計1,645件でした。いじめ月報告及び「いじめ防止基本方針」の点検、見直しに関しましては、市の取組で御説明したとおりです。情報モラル教育に関しましては、各校ごとに発達段階に応じて適宜取り組んでおります。特に中学校では、技術家庭科の時間に行われる授業に加え、IT関係企業から講師を招いて講演会を実施しております。講演会は保護者を対象として、新入生説明会の際に実施しているところが多く、生徒対象としては夏季休業前に実施しているところが多いです。

また、人権教育の一環として、インターネットやSNSの利用の仕方について、生徒同士で話し合い、生徒の意見で使い方のルールを定めた学校もあります。同じように児童生徒が主体となって行っている取組として、小中学校それぞれで「いじめゼロ宣言」を作成したり、中学校では生徒会が主体となって、「イエローリボン運動」を行ったりしております。今後も生徒が主体的にいじめ防止や人権について考えられる機会を設けていきたいと思っております。

以上で白井市の取組についての説明を終わります。

○会長 ありがとうございます。

委員の先生方で、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

質問なのですけれども、新型コロナの影響で、なかなか授業ができない状況なのですけれども、今年のデータって、今までの昨年までのいじめの関係と、今年度のデータとは相当変わってくるのではないかと推察されるのですけれども、そこら辺で現時点での何か違いはありますか。

○事務局 いじめの件数自体は、例年、始まってから2か月ぐらいに増え始めてくるのですね。そういう意味では、今年6月から始まりまして、2か月後はちょうど夏休みに入りましたので、例年よりは件数は少なくはなっておるのですが、不登校については、コロナの影響で分散登校というものを行った関係で、ちょっとの時間だったら登校できるという子はかなりおりまして、昨年と比べて、1回も学校に来られないという全欠の生徒というのがかなり減りました。

ただし、6月再開してから2か月たった今、徐々に登校できなくなってくる生徒は増えてきまして、昨年の7月段階と今年の8月段階を見ると、恐らく例年どおりの長欠率、お休みする人数は変わらないという状況になっております。

○会長 不登校の生徒さんにとっては、コロナの影響というのは、逆に学校に行かなくていいから、家でリモート授業を受けたり、大学でもそうなのですけれども、行きたくないという学生にとっては、家で勉強できるという。だから、普通の状態でない子が逆にメリットがあったりとか、そこら辺ぜひ詳細な分析していただいて、不登校の学生には今後、こういう状況だから、リモートでの授業参加も認めるとか、何かそういう新しい教育の仕方であってもいいかなと思ったりもするのですけれども。これ個人的な意見です。

○事務局 恐らく社会的な流れも、そちらの方向で今進んでおります。また、次の第三波というか、またいつ休校になるかということに備えて、教育委員会の方でも、県の方でも動画授業というか、オンライン授業の作成、そういったものにも取り組んでおります。

○会長 ありがとうございます。

○委員 御質問なのですが、先ほど小中学校に関し、いろいろな取組をされている。生徒指導担当者会議でありますとか、生徒指導連絡協議会、あるいは長欠サポート研修会。ただ、これらに参加してくる、そういう先生方というのは、その担当の人しかいないと思うのですけれども、そこで研修した内容を各学校に持ち帰って、その後、それがちゃんと浸透しているのかどうか。直接いじめを認知するとすれば、生徒さんに一番身近なところにいる先生方だと思うのですが、その方々がきちんとした認識をお持ちでないと認知できないだろうと。それを検証するような場というのは何かあるのですか。

○事務局 検証というよりは、毎月15日以上欠席している生徒の名前、数といじめの報告含めて、数としては、こちらに毎月提出されるので、研修後の取組等、生徒一人一人のケアということを大事にしております。また、その対応等の取組については、毎月毎月、個別に対応したことについて報告をいただいているので、そこで把握をして、変化がなければ、こちらでまた指導助言という形を取っております。

○委員 例えば長期の欠席とかですと、これは誰が見ても明らかですし、いじめの定義にありますように、ちょっとしたことでも、生徒に精神的・肉体的な影響を与えるものはいじめとされているので、かなり繊細にというか、慎重にお子さんと接していないと、見逃す可能性はどうしても捨て切れなそうですね。それを見逃さないための研修をいろいろされている。その結果が本当に各先生方に浸透して

いるのかどうかというのは、その月の報告だけで分かるのだろうかという疑問があって、御質問したのです。

○事務局 どの学校でも、年間計画にこういったいじめ等の生徒指導研修会を各学校でも行っております。それから、市教委から校長会、教頭会を通して今月は、例えばいじめ強化月間になっていきますとか、2か月後の9月、10月は不登校が多くなってきますのでという形で、校長会、教頭会でも発信して、そこから各職員に浸透するように心がけております。

○委員 どうしてこういう御質問したかという、冒頭で申し上げた別の自治体の今、重大事態の調査をしまして、そこは亡くなっているのですけれども、自殺をされて。先生方は、その子にそういう兆候があるというのは全く感じていない。それから、本人からの訴えもない。家族からの訴えもない。周りの子供も異常は全く感じていない。そういう中でも、探していくと、ちょっとした原因になるようなものはあるのですけれども、そこを見つけるというのは。実際、この私が関わっている事案では、ほんのちょっとしたことを担任が気づいて対応していれば、そういう結果にならなかった可能性があるものですから、いろいろな対策は当然取られるとしても、現場で生徒さんと接している先生方に、本当にそれを浸透させるというための努力というのがどうしても必要だと思って御質問しました。

○事務局 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

本日は、どうも貴重な御意見等ありがとうございます。今後の白井市でのいじめ防止対策に生かした取組を我々としては期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、大野先生、藤原先生、李先生、今後とも御支援、御協力どうぞよろしく願いいたします。

以上でいじめ対策調査会は終了いたしますけれども、最後に、事務局のほうから御連絡があるようですので、よろしく願いします。

○先生 会長さん、その前に一点だけ付言させていただきたいのですが。

李先生の御専門にも関わっていくかと思いますが、今後、冬場を迎えて、コロナ関連に起因するいじめ等々をもう警戒をしておかなきゃならないと思います。大人も含めて、安心して感染できないような社会になってしまっていると思います。本来は、何ら当事者責任がないにもかかわらず、感染した方をエクスクルーシブにというか、排除していくような、そういう雰囲気がある以上、子供ももし感染したとしたら、そこにはいられなくなると言う大変ですが、なかなか厳しい情勢を迎えますので。医学的にも、それから状況的にも、幾つか当該学校に対してだけではなくて、現段階で予防的に、コロナに起因するようないじめに関して、あらかじめ、もう対策を現時点で取っておく必要があるんじゃないかというふうに思います。

重大な事態というのは、今まで単発的な事案でしたが、今度は流行性、群発性というか、そういうことが考えられますので、精神的にも肉体的にも大変な事案が発生する可能性がありますので、教育委員会の内部でもう検討されているかと思いますが、その辺りよろしく願いをしたいと思います。

○委員 大野先生、本当に貴重な御意見ありがとうございます。幸い白井市では、まだ流行はさほどではないですし、子供たちもほとんどかかっていませんので。ただ、今後どうなるか分からないので、我々も現場にいて、どうしても誰が悪いかとなるのですけれども、悪いのはウイルスに決まっていますので、人のせいじゃなくて、ウイルス、病気のせいなのだというのを何とか我々も現場からうま

く発信できたらなというふうに、そんなふうに考えております。

○会長 ありがとうございます。

今の御指摘は大変重要ですので、記録としても残していただいて。私も先ほど質問したのですけれども、新型コロナウイルス感染状況下でのいじめの問題というのは確実に起きてくるので、それに対する先手を打っていただきたいなと思いますので、ぜひ教育委員会等でも御検討していただければと思います。

それでは、事務局のほうから、最後の御連絡よろしく申し上げます。

○事務局 先ほどの大野先生の御意見ありがとうございました。教育委員会でも教育長から、学校再開の前の段階で、とにかくコロナいじめとか、これは絶対ないようにということで、受け入れる前から意識高めてやっております。

それで、今のところなのですけれども、いじめ報告でも、コロナによるということは今のところ現状報告はありません。

本日はありがとうございました。今回、御検討いただきました内容を今後に活かしてまいりたいと思います。

午後2時26分 閉 会